

## IFRIC Update 2018年11月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。

IFRIC 解釈指針に関する決定は、委員会が解釈指針に関する正式な投票を行った後に初めて最終的なものとなる。IFRIC 解釈指針は国際会計基準審議会（審議会）による批准を要する。

委員会は、2018年11月27日にロンドンで会合し、下記の項目について議論した。

### 現在のアジェンダにある項目

- 交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定（IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」） — アジェンダ・ペーパー-8-8B

### 委員会の暫定的なアジェンダ決定

- 共同支配事業者によるアウトプットの売却（IFRS 第11号「共同支配の取決め」） — アジェンダ・ペーパー-2
- 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済（IFRS 第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー-3
- 一定期間にわたる建築物の移転（IAS 第23号「借入コスト」） — アジェンダ・ペーパー-4
- サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対する顧客のアクセス権（IAS 第38号「無形資産」） — アジェンダ・ペーパー-5
- 予想信用損失の測定における信用補完（IFRS 第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー-6
- 信用減損金融資産の治癒（IFRS 第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー-7

### その他の事項

- 委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー-9

### 現在のアジェンダにある項目

交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定（IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」）  
— アジェンダ・ペーパー-8-8B

### 関連情報

今後の IFRS 解釈指針委員会の  
会議日程：

2019年1月16日

[解釈指針委員会の未確定項目](#)

委員会は、直物為替レート（IAS第21号で定義）が観察可能でない状況に対処することを目的とした、考え得る狭い範囲の基準設定について議論した。そのような状況は、2つの通貨の間の交換可能性が欠如している場合に生じる。

委員会は何も決定を求められなかった。

（今後のステップ）

委員会は、今後の会議で議論を継続する。

## 委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、委員会の基準設定アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（当該項目を基準設定アジェンダに追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は、関心のある関係者に対し、2019年2月6日までに **open for comment** ページで回答を提出することを推奨する。委員会は、受け取ったすべての交信内容を公開の記録に掲載する。ただし、書き手が機密とすることを具体的に要請する場合は除く。その場合、書き手はその要請を十分な理由（例えば、商業上の機密）で裏付けなければならない。

### **共同支配事業者によるアウトプットの売却（IFRS第11号「共同支配の取決め」） — アジェンダ・ペーパー2**

委員会は、共同支配事業者がある報告期間に受け取るアウトプットが権利を与えられているアウトプットと異なる場合に、共同支配事業（IFRS第11号で定義）から生じたアウトプットをどのように会計処理するのかに関する要望を受けた。要望書に記載された事実パターンでは、共同支配事業者は、共同支配事業から生じるアウトプットの一定割合を受け取る権利を有するとともに、発生した製造コストの一定割合を支払う義務を負っている。運営上の理由で、特定の報告期間において共同支配事業者が受け取って顧客に移転するアウトプットが、権利を与えられているアウトプットと異なっている。この相違は、共同支配事業から生じるアウトプットの将来の引渡しを通じて決済される。すなわち、現金では決済できない。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用して、共同支配事業者は、すべてのアウトプットの顧客への移転について本人として収益を認識する。

要望書は、記載された事実パターンにおいて、共同支配事業者が収益を認識するのは、報告期間における顧客へのアウトプットの移転を描写するためなのか、それとも、当該期間における共同支配事業の活動から生産されたアウトプットの一定割合に対する権利獲得を描写するためなのかを質問している。

共同支配事業者の共同支配事業に対する持分に関して、IFRS第11号の第20項(c)は、共同支配事業者が共同支配事業から生じたアウトプットに対する持分の売却による収益を認識することを要求している。したがって、共同支配事業者が認識する収益が描写するのは、共同支配事業から受け取って売却したアウトプットであり、例えば、アウトプットの生産についてではない。共同支配事業者は、共同支配事業に対する持分に係る収益を、その具体的な収益に適用されるIFRS基準を適用して会計処理する（IFRS第11号の第21項）。

委員会は、要望書に記述された事実パターンでは、共同支配事業者は、各報告期間における顧客へのアウトプットの移転のみを描写する収益（すなわち、IFRS第15号を適用して認識した収益）を認識すると結論を下した。これは、例えば、共同支配事業者は、権利を与えられたが共同支配事業から受け取っておらず売却していないアウトプットについて収益を認識しないことを意味する。

委員会は、既存のIFRS基準における諸原則及び要求事項が、共同支配事業者が要望書に記載されたような共同支配から生じるアウトプットに対する持分の売却からの収益を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

## 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済（IFRS第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、企業が将来において固定価格で非金融商品項目を購入又は売却する特定の契約にIFRS第9号をどのように適用するのかに関する要望を受けた。この要望書は、2つの事実パターンを記載しており、企業はそうした契約を純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定するデリバティブとして会計処理するが、基礎となっている非金融商品項目の引渡し又は受取りのいずれかによって当該契約を現物で決済する。

IFRS第9号は、現金若しくは他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換によって決済できる非金融商品項目を購入又は売却する契約に、当該契約が金融商品であるかのように適用しなければならないが、例外が1つある。その例外は、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約に適用される（IFRS第9号の2.4項におけるいわゆる「自己使用の例外」）。

要望書に記載された事実パターンでは、企業は、当該契約は自己使用の例外に該当しないのでIFRS第9号の範囲に含まれると結論を下す。したがって、企業は当該契約をFVPLで測定するデリバティブとして会計処理する。企業は当該契約を会計目的上ヘッジ関係の一部として指定しない。

決済日に、企業は当該契約を非金融商品項目の引渡し又は受取りのいずれかによって現物決済する。この決済を会計処理する際に、要望書では、企業は支払った現金（購入契約の場合）又は受取った現金（売却契約の場合）を記録し、デリバティブの認識の中止を行うと説明している。

さらに、企業は次のいずれかを認識する。

- a. 非金融商品項目について、支払った現金に決済日現在のデリバティブの公正価値を加算した金額で、棚卸資産を認識する（購入契約の場合）。
- b. 非金融商品項目の売却について、受け取った現金に決済日現在のデリバティブの公正価値を加算した金額で、収益を認識する（売却契約の場合）。要望書は、企業がこのような契約について収益を総額ベースで認識する会計方針を有していると仮定している。

この会計処理は、企業が棚卸資産又は収益を決済日現在の非金融商品項目の市場価格で認識する結果となる。

要望書は、これらの契約の現物決済を会計処理するにあたって、企業が次のような追加の仕訳を行うことが許容又は要求されるのかどうかを質問している。

- a. デリバティブについて過去に純損益に認識した利得又は損失の累計額を戻し入れる（デリバティブの公正価値は不変であるが）。及び、
- b. 対応する修正を収益（売却契約の場合）又は棚卸資産（購入契約の場合）のいずれかに対して認識する。

この追加の仕訳は、企業が棚卸資産又は収益を、決済時に支払ったか又は受け取った現金の額で認識する結果となる。

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、契約は、現金及びデリバティブ資産又は負債の決済の両方との交換での非金融商品項目の受取り（又は引渡し）によって決済されることに着目した。委員会は、IFRS第9号における自己使用の例外に該当しない（デリバティブとして会計処理される）契約の会計処理は、当該例外に該当する（デリバティブとして契約されない）契約の会計処理と異なることにも着目した。同様に、会計目的上のヘッジ関係において指定された契約の会計処理は、そのような関係において指定されていない契約の会計処理と異なる。それらの会計処理の相違は、それぞれの要求事項の相違を反映している。IFRS第9号は、単に契約が最終的には現物で決済されるという理由だけで企業がデリバティブ契約の会計処理を見直すか又は変更することを、認めることも要求することもしていない。

したがって、要望書に記載されている追加の仕訳は、契約をデリバティブとして会計処理を行うというIFRS第9号の要求を実質的に無効にすることになる。デリバティブに係る公正価値利得又は損失の累計額を何の根拠もなく戻し入れることになるからである。この追加の仕訳は、存在しない収益又は費用を認識する結果にもなる。

このため、委員会は、IFRS第9号は、要望書に記載されている追加の仕訳を企業が行うことを認めることも要求することもしてもいいと結論を下した。

委員会は、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載されている追加の仕訳を行うことが許容又は要求されているかどうかについて企業が結論を下すための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

#### 一定期間にわたる建築物の移転（IAS第23号「借入コスト」） — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、集合住宅（建物）の建設に係る借入コストの資産化に関する要望を受けた。

要望書に記載された事実パターンでは、次のようになっている。

- a. 不動産開発業者（企業）が建物を建設し、当該建物の個々のユニット（住戸）を顧客に販売する。
- b. 企業は、特別に建物を建設する目的で資金を借り入れ、当該借入れに関連して借入コストが発生する。
- c. 建設が開始される前に、企業は建物のいくつかのユニットについて顧客と販売契約を締結する（販売済ユニット）。
- d. 企業は、残りの部分的に建設されたユニット（未販売ユニット）について、適当な顧客を見つけたらすぐに顧客との契約を締結することを意図している。
- e. 企業の顧客との契約（販売済ユニットと未販売ユニットの両方について）の条件並びに関連する事実及び状況は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の第35項(c)を適用すると、企業が各単位に対する支配を一定期間にわたり移転し、したがって収益を一定期間にわたり認識するものである。契約において顧客が約束した対価は、現金又は他の金融資産の形式である。

要望書は、この企業がIAS第23号で定義されている適格資産を有しているのかどうか、その結果、直接起因する借入コストを資産化するのかどうかを質問している。

IAS第23号の第8項を適用して、企業は、適格資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストを当該資産の取得原価の一部として資産化する。IAS第23号の第5項は、適格資産を「意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産」と定義している。

したがって、企業は、要望書に記載された事実パターンにおいて、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産を認識するかどうかを評価する。具体的な事実及び状況に応じて、企業は、債権、契約資産及び（又は）棚卸資産を認識する可能性がある。

委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいて、企業は借入コストを資産化しないと結論を下した。委員会は下記のことに着目した。

- a. 企業が認識する債権は適格資産ではない。IAS第23号の第7項は、金融資産は適格資産ではないと定めている。
- b. 企業が認識する契約資産は適格資産ではない。契約資産（IFRS第15号の付録Aで定義）は、ユニットの移転との交換による、時の経過以外のことを条件とした対価に対する企業の権利を表す。契約資産の意図した使用（現金又は他の金融商品を回収すること）は、可能となるまでに相当の期間を要する使用ではない。
- c. 企業が認識する、建設における未販売ユニットについての棚卸資産（仕掛品）は適格資産ではない。要望書に記載された事実パターンでは、この資産は現状において意図した販売が可能である。すなわ

ち、企業は、部分的に建設したユニットを適切な顧客を見つけたらすぐに販売することを意図しており、顧客との契約の締結時に、当該ユニットに係る仕掛品に対する支配を顧客に移転することになる。

委員会は、IAS第23号における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて借入コストを資産化するかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

## サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対する顧客のアクセス権（IAS第38号「無形資産」）－アジェンダ・ペーパー5

委員会は、「サービスとしてのソフトウェア」のクラウド・コンピューティング契約を顧客がどのように会計処理するのかに関する要望を受けた。これらの契約において、顧客はサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに所定の期間にわたりアクセスする権利と交換に手数料を支払う契約をする。サプライヤーのソフトウェアは、サプライヤーが管理し支配しているクラウド基盤の上で動く。顧客は、インターネット又は専用線を通じて必要に応じソフトウェアにアクセスする。

### （顧客は、契約開始日にソフトウェア資産を受け取るのか、契約期間にわたりサービスを受けるのか）

第1のステップは、顧客が契約開始日にソフトウェア資産を受け取るのか、それとも契約期間にわたりサービスを受けるのかを判定することである。

委員会は、顧客が契約開始日にソフトウェア資産を受け取るのは、次のいずれかの場合であることに留意した。(a) 契約がソフトウェアのリースを含んでいる場合、又は(b) 顧客がそれ以外で契約開始日にソフトウェアに対する支配を獲得する場合である。

#### ソフトウェアのリース

IFRS第16号「リース」は、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義している。IFRS第16号の第9項及びB9項は、使用期間全体にわたって、顧客が下記の両方を有している場合には、契約は資産を使用する権利を移転すると説明している。

- a. 資産（特定された資産）の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- b. 当該資産の使用を指図する権利

IFRS第16号のB9項からB31項は、リースの定義に関する適用指針を示している。他の適用指針の中で、当該適用指針は、顧客は一般的に、資産が使用期間全体を通じてどのように、また、何の目的で使用されるのかを変更する意思決定権を有していることによって、資産の使用を指図する権利を有していると定めている。

したがって、リースを含んだ契約においては、サプライヤーは当該意思決定権を放棄して、リース開始日に顧客に移転している。

委員会は、契約が契約期間にわたり顧客にサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアへアクセスする権利のみを与える場合には、当該契約はリースを含んでいないと考えた。サプライヤーのクラウド基盤の上で動くサプライヤーのソフトウェアへの将来のアクセスする権利は、当該ソフトウェアがどのように、また、何の目的で使用されるのかに関する意思決定権を顧客に与えない。サプライヤーは、それらの権利を、例えば、ソフトウェアのアップデート又は再設定をどのように、また、いつ行うのかの決定、あるいは、どのハードウェア（又はインフラストラクチャー）の上でソフトウェアを動かすのかの決定によって有している。

#### ソフトウェア無形資産

IAS第38号は、無形資産を「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義している。資産は企業が支配している資産であると述べており、第13項では、対象となる資源から生じる将来の経済的便益を獲得する

パワー及び当該便益への他者のアクセスを制限するパワーを企業が有している場合には、企業は無形資産を支配していると定めている。

委員会は、契約が契約期間にわたり顧客にサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアへアクセスする権利のみを顧客に与える場合には、顧客は契約開始日においてソフトウェア無形資産を受け取らないと考えた。サプライヤーのソフトウェアへの将来のアクセスする権利は、契約開始日において、当該ソフトウェア自体から生じる将来の経済的便益を獲得するパワー及び当該便益への他者のアクセスを制限するパワーを顧客に与えない。

したがって、委員会は、サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアへ将来においてアクセスする権利のみを顧客に与える契約は、サービス契約であると結論を下した。顧客は、サービス（すなわち、ソフトウェアへのアクセス）を契約期間にわたり受ける。顧客がサービスを受ける前にサプライヤーに支払う場合には、その前払いは、将来のサービスに対する権利を顧客に与えるものであり、顧客にとっての資産である。

#### **（契約がソフトウェアのリースを含んでいる場合に、顧客が適用するのは、IFRS第16号の要求事項かIAS第38号の要求事項か）**

契約がソフトウェアのリースを含んでいる場合、次のステップは、顧客が当該リースの会計処理にIFRS第16号又はIAS第38号のいずれを適用するのかを検討することとなる。

IAS第38号の第6項は、「映画フィルム、ビデオ録画、演劇脚本、原稿、特許権及び著作権などの項目のライセンス契約に基づいて借手が保有している権利は、本基準の範囲に含まれ、IFRS第16号の範囲からは除外される」と述べている。IFRS第16号の第3項(e)は、そうした権利を同様にIFRS第16号の範囲から除外している。

IAS第38号は、ライセンス契約を定義していない。しかし、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、ライセンス（ソフトウェアのライセンスを含む）はサプライヤーの知的財産に対する顧客の権利を設定すると定めている。IFRS第15号は、ライセンスはサプライヤーの知的財産を使用する権利を顧客に提供する場合があると識別している。

したがって、委員会は、ソフトウェアのリースはIAS第38号の範囲に含まれるライセンス契約であり、IFRS第16号の範囲には含まれないと結論を下した。

#### ソフトウェアを使用する権利は、契約開始日において無形資産として認識されるのか

ソフトウェアを使用する権利は、物理的実体のない識別可能な非貨幣性項目である。顧客は、当該使用権から生じる将来の経済的便益を獲得するパワー及び当該便益への他者のアクセスを制限するパワーを有している場合には、当該使用権を支配している（IAS第38号の第13項）。

ソフトウェアを使用する権利を有するためには、顧客は次の両方を有していなければならない。(a) ソフトウェアの使用からの経済的便益のほとんどすべてを獲得する権利、及び(b) 契約期間全体にわたり当該ソフトウェアの使用を指図する権利である。それらの権利を有していることは、IAS第38号における支配の要件を適用して、企業がソフトウェアを使用する権利も支配していることを意味する。

したがって、委員会は、顧客がソフトウェアを使用する権利を有している場合には、当該使用権を契約開始日において無形資産として認識する（IAS第38号の第21項の認識規準を条件に）と結論を下した。

顧客の権利がソフトウェアを使用する権利を顧客に与えるのに十分かどうかの評価には、契約の契約条件を考慮した判断を必要とする。IFRS第15号のB58項からB62項は、この評価を行う上で有用となる可能性のある適用指針を含んでいる。

#### **（顧客はIAS第38号を適用して認識する無形資産をどのように測定するのか）**

顧客がIAS第38号を適用して無形資産を認識する場合、次のステップは、当該資産を測定することである。

IAS第38号の第24項は、無形資産を取得原価で当初測定することを要求している。

委員会は、既存のIFRS基準における要求事項が、「サービスとしてのソフトウェア」契約においてサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアにアクセスするために支払ったか又は支払う手数料を企業が会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

#### 予想信用損失の測定における信用補完（IFRS第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー6

委員会は、IFRS第9号の減損の要求事項を適用する際の予想信用損失の測定に信用補完が与える影響に関する要望を受けた。要望書は、金融保証契約又は他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローについて、信用補完がIFRS基準を適用した場合に区分して認識することを要求される場合に、予想信用損失の測定に含めることができるかどうかを質問していた。

予想信用損失を測定する目的上、IFRS第9号のB5.5.55項は、予想されるキャッシュ不足の見積りが、契約条件の一部である担保及び他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローのうち企業が区分して認識していないものを反映することを要求している。

したがって、委員会は、信用補完から見込まれるキャッシュ・フローは、信用補完が下記の両方である場合には、予想信用損失の測定に含まれると考えた。

- a. 契約条件の一部である。かつ、
- b. 企業が区分して認識しない。

委員会は、信用補完を区分して認識することがIFRS基準で要求される場合には、企業はそこから見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めることはできないと結論を下した。企業は、信用補完を区分して測定することが要求されるかどうかを判定するために、適用されるIFRS基準を適用する。IFRS第9号のB5.5.55項は、IFRS第9号又は他のIFRS基準における区分認識の要求事項の適用の免除を設けていない。

委員会は、既存のIFRS基準における要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて、信用補完~見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めるべきかどうかを企業が判断するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

（ITGにおける関連した議論）

2015年12月に、金融商品の減損に関する移行リソース・グループ（ITG）が、担保及び他の信用補完からのキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めることに関する、これと関連してはいるが別個の事項について議論した。具体的には、ITGは、IFRS第9号のB5.5.55項における「契約条件の一部」とは何を意味するのかを議論した（アジェンダ・ペーパー5）。

#### 信用減損金融資産の治癒（IFRS第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー7

委員会は、信用減損金融資産がその後に治癒した（すなわち、全額が返済されたか又は信用減損に該当しなくなった）場合に純損益計算書に認識される金額を、企業がどのように表示するのかに関する要望を受けた。

金融資産が信用減損となった場合に、IFRS第9号の5.4.1項(b)は、当該金融資産の償却原価に実効金利を乗じることによって金利収益を計算することを企業に要求している。これは、(a) 信用減損金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を乗じて計算される金利と、(b) 当該資産について認識される金利収益との間に差額を生じさせる。要望書は、金融商品の治癒後に、企業はこの差額を金利収益として表示できるのか、それとも、減損損失の戻入れとして表示することを要求されるのかを質問していた。

IFRS第9号の付録Aは、信用損失を「契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ不足）を、当初の実効金利で割り引いたもの」と定義している。付録Aは、総額での帳簿価額についても「損失評価引当金を調整する前の金融資産の帳簿価額」と定義している。委員会は、IFRS第9号の付録Aにおける定義に基づくと、総額での帳簿価額、償却原価及び損失評価引当金は割引後の金額であり、これらの金額の報告期間中の変動には割引の巻戻しの影響が含まれることに留意した。

IFRS第9号の5.5.8項は、「報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額を、減損利得又は減損損失として、純損益に認識」することを企業に要求している。

委員会は、IFRS第9号の5.5.8項を適用して、企業は、損失評価引当金をIFRS第9号に従って認識することが要求される金額とするために要求される修正（当該資産が全額返済される場合にはゼロ）を、予想信用損失の戻入れとして純損益に認識すると考えた。この修正の金額には、金融資産が信用減損となった期間中の損失評価引当金に係る割引の巻戻しの影響が含まれる。これは、減損損失の戻入れが、資産の存続期間にわたり純損益に認識された減損損失を上回る可能性があることを意味する。したがって、委員会は、純損益計算書において、企業は、要望書に記載された差額を、信用減損金融資産の治癒後に信用損失の戻入れとして表示することを要求されると結論を下した。

委員会は、既存のIFRS基準における要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて、信用減損金融資産の治癒後に予想信用損失の戻入れを企業が認識し表示するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを「決定した」。

## その他の事項

### 委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー9

委員会は、今後の会議で検討する1件の要望についての報告書を受け取った。委員会は、この要望について今後の会議で議論する。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB及びIFRS財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.

コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。

ISSN 1477-206X